

令和 7 年岩見沢市議会第 3 回定例会付議事件

事 件 番 号	件 名
議案第 4 8 号	岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
議案第 4 9 号	職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第 5 0 号	岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第 5 1 号	市道路線の認定及び廃止について
議案第 5 2 号	令和 7 年度岩見沢市一般会計補正予算について（第 2 号）
議案第 5 3 号	令和 7 年度岩見沢市特別会計介護保険費補正予算について（第 1 号）
議案第 5 4 号	令和 6 年度岩見沢市一般会計及び各特別会計決算の認定について
議案第 5 5 号	令和 6 年度岩見沢市病院事業会計決算の認定について
議案第 5 6 号	令和 6 年度岩見沢市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第 5 7 号	令和 6 年度岩見沢市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第48号

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の設定について

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児のうち生後6か月以上の者（法第6条の3第23項の規定に基づき乳児等通園支援が必要と認められる児童）をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第23項の規定に基づき乳児等通園支援が必要と認められる児童）をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 最低基準は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当する者は、乳児等通園支援事業者になることができない。

6 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

7 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての

計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな

ければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育

室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の

		屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効に

ダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上りを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２３条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２４条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第２５条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第３条第２項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２６条 第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第２３条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第２４条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第３章 雑則

（電磁的記録）

第２７条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第２８条 この条例に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 9 号

職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の
給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の
給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項ま
で及び第 5 項」に改める。

第 1 7 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前
再任用短時間勤務職員」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ。」
に改める。

第 1 8 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1
項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項
に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分
を単位として行うものとする。

第 1 8 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、
同条の次に次の 4 条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定す

る」を加え、同条第2項中「会計年度任用職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第21条の2 任命権者は、前条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予測される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「一部を」を「全部又は一部について」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児との両立支援制度の活用を一層容易にし、部分休業の取得形態を拡充するため、所要の規定の整備を行う。

第2 主な改正の内容

(1) 部分休業の取得形態の多様化

ア 現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態(「第1号部分休業」)に加え、1年につき10日を超えない範囲内の形態(「第2号部分休業」)を新たに設けることとし、職員はいずれかの形態を1年単位で取得可能とする(改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の2及び第18条の4関係)。

イ 「第1号部分休業」の取得可能時間帯を拡充し、現行の勤務時間の始め又は終わり以外も取得可能とする(改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条関係)。

(2) 育児に係る両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備

妊娠、出産について申出をした職員に対して、仕事と育児との両立支援制度について情報提供及び意向確認を行い、当該意向に配慮することを規定する(改正後の職員の育児休業等に関する条例第21条の2関係)。

第3 施行期日等

(1) この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(2) 経過措置として、令和8年3月31日までの間における「第2号部分休業」が請求可能な時間を平年の半分の5日相当の時間とする。

議案第 5 0 号

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「3 6 5 床」を「3 5 5 床」に、「4 8 4 床」を「4 7 4 床」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 3 0 日から施行する。

議案第 5 1 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

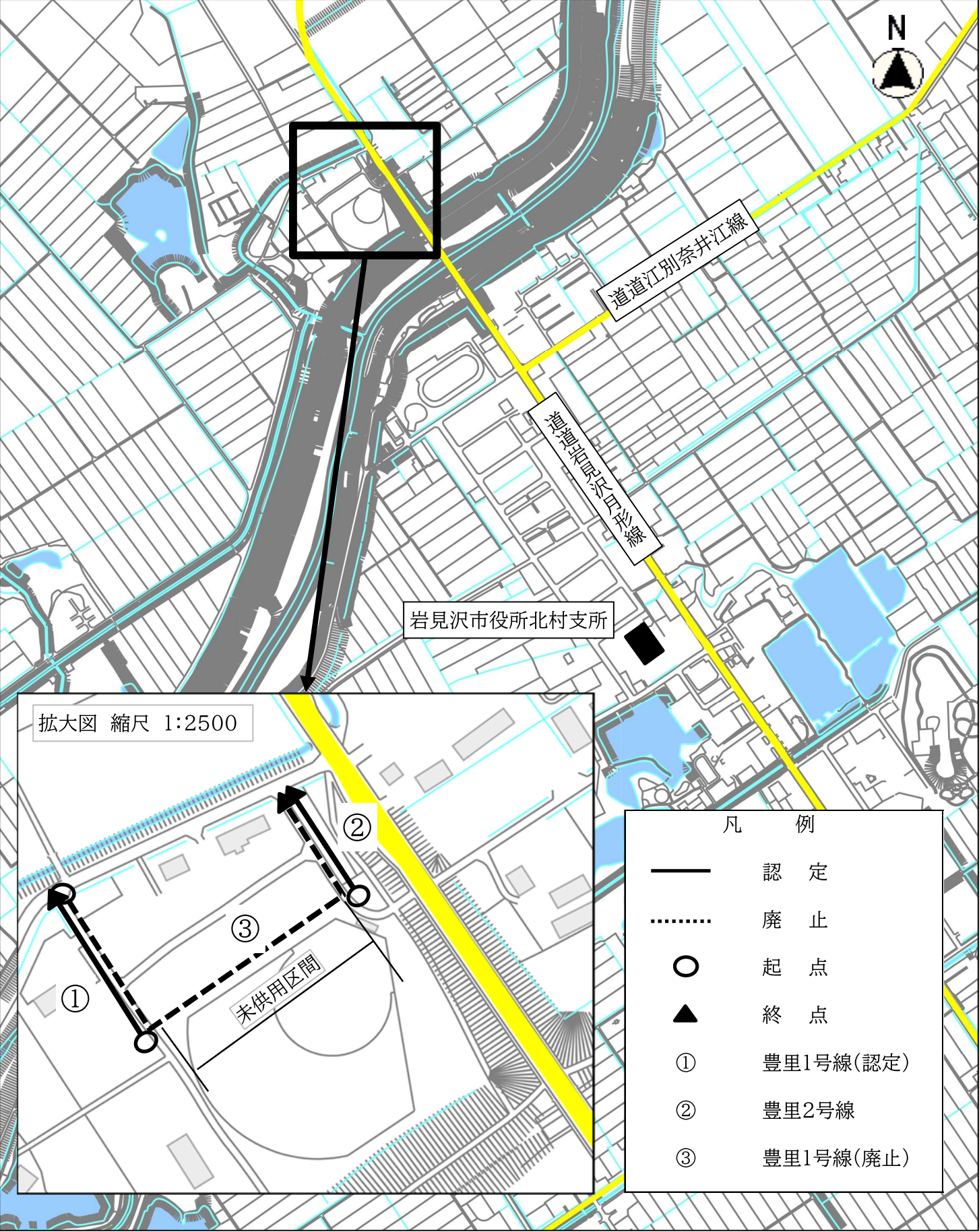
岩見沢市長 松 野 哲

認定路線

図面 番号	認定 番号	路 線 名	区 域	起 点（地先）	幅員 (m)	延長 (m)	重要な 経過地	備 考
				終 点（地先）				
①	2725	豊里 1 号線		北村豊里 1 2 3 6 － 1 5	6.50	75		
				北村豊里 1 2 3 6 － 1 6				
②	2726	豊里 2 号線		北村豊里 1 2 3 6 － 1 7	6.00	57		
				北村豊里 1 2 3 6 － 1 2				

廃止路線

図面 番号	認定 番号	路 線 名	区 域	起 点（地先）	幅員 (m)	延長 (m)	重要な 経過地	備 考
				終 点（地先）				
③	2689	豊里 1 号線		北村豊里 1 2 3 6 － 1	6.00	248		未供用 116m
				北村豊里 1 2 3 6 － 1	～ 6.50			



議案第 5 2 号

令和 7 年度岩見沢市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度岩見沢市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 7 , 5 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8 , 6 3 2 , 7 1 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		8,176,223	1,149	8,177,372
	2. 国 庫 補 助 金	1,687,191	1,149	1,688,340
17. 道 支 出 金		3,822,985	6,609	3,829,594
	1. 道 負 担 金	2,315,856	1,875	2,317,731
	2. 道 補 助 金	1,268,874	4,734	1,273,608
21. 繰 越 金		1,000	260,838	261,838
	1. 繰 越 金	1,000	260,838	261,838
23. 市 債		1,976,700	9,000	1,985,700
	1. 市 債	1,976,700	9,000	1,985,700
歳 入 合 計		48,355,117	277,596	48,632,713

一般会計

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		4,707,249	10,000	4,717,249
	1. 総 務 管 理 費	3,864,451	10,000	3,874,451
3. 民 生 費		16,160,647	15,460	16,176,107
	1. 社 会 福 祉 費	8,736,220	7,336	8,743,556
	3. 生 活 保 護 費	3,106,194	5,624	3,111,818
	4. 災 害 救 助 費	11,050	2,500	13,550
4. 衛 生 費		4,136,760	1,724	4,138,484
	1. 保 健 衛 生 費	706,802	1,724	708,526
6. 農 林 水 産 業 費		1,967,298	4,734	1,972,032
	1. 農 業 費	1,896,799	4,734	1,901,533
13. 予 備 費		233,616	245,678	479,294
	1. 予 備 費	233,616	245,678	479,294
歳 出 合 計		48,355,117	277,596	48,632,713

一般会計

第2表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額 (千円)	起債の方法	借 入 条 件	
			利 率 (以内)	償 還 の 方 法
有明交流プラザ整備事業費	0	普通貸借又は証券発行	3.9%	30年以内（うち据置5年以内）とする。ただし、財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換えをなすこと及び借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。 借入利率については、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率
合 計	1,976,700			

一般会計

補 正 後			
限 度 額 (千円)	起債の方法	借 入 条 件	
		利 率 (以内)	償 還 の 方 法
9,000	普通貸借又は証券発行	3.9%	30年以内（うち据置5年以内）とする。ただし、財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換えをなすこと及び借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。 借入利率については、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率
1,985,700			

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

一般會計

(歳 出)

[illegible]

一般会計

(単位：千円)

[illegible]

一般會計

2 歳 入

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
項					
目					
16. 国庫支出金			8, 176, 223	1, 149	8, 177, 372
2. 国庫補助金			1, 687, 191	1, 149	1, 688, 340
2. 民生費国庫補助金			232, 466	1, 149	233, 615
17. 道支出金			3, 822, 985	6, 609	3, 829, 594
1. 道負担金			2, 315, 856	1, 875	2, 317, 731
1. 民生費道負担金			2, 165, 722	1, 875	2, 167, 597
2. 道補助金			1, 268, 874	4, 734	1, 273, 608
4. 農林費道補助金			980, 415	4, 734	985, 149
21. 繰越金			1, 000	260, 838	261, 838
1. 繰越金			1, 000	260, 838	261, 838
1. 繰越金			1, 000	260, 838	261, 838
23. 市債			1, 976, 700	9, 000	1, 985, 700
1. 市債			1, 976, 700	9, 000	1, 985, 700
1. 総務債			94, 000	9, 000	103, 000

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
(6) 出産・子育て応援交付金	1, 149	出産・子育て応援交付金 1, 149
(12) 災 害 弔 慰 金	1, 875	災害弔慰金 1, 875
(23) 農地利用効率化等 支 援 交 付 金	4, 734	農地利用効率化等支援交付金 4, 734
(1) 前 年 度 繰 越 金	260, 838	前年度繰越金 260, 838
(5) 有明交流プラザ 整 備 事 業 債	9, 000	脱炭素化推進事業債 9, 000

一般会計

3 歳 出

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	4,707,249	10,000	4,717,249		9,000		1,000
1. 総務管理費	3,864,451	10,000	3,874,451		9,000		1,000
33. 有明交流プラザ 管理費	34,872	10,000	44,872		9,000		1,000
3. 民生費	16,160,647	15,460	16,176,107	1,875			13,585
1. 社会福祉費	8,736,220	7,336	8,743,556				7,336
2. 障害者福祉費	4,253,276	7,336	4,260,612				7,336
3. 生活保護費	3,106,194	5,624	3,111,818				5,624
1. 生活保護総務費	206,815	5,624	212,439				5,624
4. 災害救助費	11,050	2,500	13,550	1,875			625
1. 災害救助費	11,050	2,500	13,550	1,875			625
4. 衛生費	4,136,760	1,724	4,138,484	1,149			575
1. 保健衛生費	706,802	1,724	708,526	1,149			575

一般会計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
(12)委託料	10,000	1 有明交流プラザ管理事業 委託料	(10,000) 10,000
		設計委託料	10,000
(22)償還金利子及び割引料	7,336	1 障害者自立支援給付事業 償還金利子及び割引料	(681) 681
		道支出金返納金	681
		4 障害児等支援事業 償還金利子及び割引料	(6,655) 6,655
		道支出金返納金	6,655
(22)償還金利子及び割引料	5,624	2 生活保護運営事業 償還金利子及び割引料	(5,624) 5,624
		道支出金返納金	5,624
(19)扶助費	2,500	1 災害救助事業 扶助費	(2,500) 2,500
		災害弔慰金	2,500

一般会計

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国道支出金	地方債	一般財源 その他
		1. 保健衛生総務費	180,951	1,724	182,675	1,149		575
6. 農林水産業費			1,967,298	4,734	1,972,032	4,734		
	1. 農業費		1,896,799	4,734	1,901,533	4,734		
		6. 農業生産振興費	127,292	4,734	132,026	4,734		
13. 予備費			233,616	245,678	479,294			245,678
	1. 予備費		233,616	245,678	479,294			245,678
		1. 予備費	233,616	245,678	479,294			245,678
合 計			48,355,117	277,596	48,632,713	7,758	9,000	260,838

一般会計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
(12)委託料	1,724	2 保健総務管理事業 委託料	(1,724) 1,724
		健康管理システム改修委託料	1,724
(18)負担金補助及び交付金	4,734	1 産地づくり推進事業 負担金補助及び交付金	(4,734) 4,734
		農地利用効率化等支援交付金	4,734
		予備費	245,678

一般会計

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の補正

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	補 正 前		
			当 該 年 度 中 増 減 見 込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普 通 債	60,220,581	57,985,750	1,976,700	5,746,517	54,215,933
(1) 総 務 債	23,874,406	22,165,358	94,000	2,175,426	20,083,932
合 計	60,310,587	58,057,756	1,976,700	5,764,517	54,269,939

一般會計

(単位：千円)

[illegible]

一般会計

議案第 5 3 号

令和 7 年度岩見沢市特別会計介護保険費補正予算（第 1 号）

令和 7 年度岩見沢市の特別会計介護保険費補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

1 保険事業勘定

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 3 , 8 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 6 2 3 , 5 8 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

1 保険事業勘定
第1表 歳入歳出予算補正

1 保険事業勘定
第1表 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

[illegible]

特別会計介護保険費（保険事業勘定）

特別会計介護保険費（保険事業勘定）

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 保険事業勘定

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

[illegible]

特別会計介護保険費（保険事業勘定）

(歳 出)

[illegible]

特別会計介護保険費（保険事業勘定）

(単位：千円)

[illegible]

特別会計介護保険費（保険事業勘定）

2 歳 入

[illegible]

特別会計介護保険費（保険事業勘定）

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
(1)前 年 度 繰 越 金	243,884	前年度繰越金243,884

特別会計介護保険費（保険事業勘定）

3 歳 出

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5. 諸支出金	4,000	79,587	83,587				79,587
1. 償還金及び還付加算金	4,000	79,587	83,587				79,587
2. 償還金	0	79,587	79,587				79,587
6. 予備費	1	164,297	164,298				164,297
1. 予備費	1	164,297	164,298				164,297
1. 予備費	1	164,297	164,298				164,297
合 計	9,379,704	243,884	9,623,588				243,884

特別会計介護保険費（保険事業勘定）

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
(22)償還金利子及び割引料	79, 587	1 償還金 (79, 587)	
		償還金利子及び割引料 79, 587	
		支払基金交付金返納金 24, 410	
		国庫支出金返納金 40, 945	
		道支出金返納金 14, 232	
		予備費 164, 297	

特別会計介護保険費（保険事業勘定）

議案第 5 4 号

令和 6 年度岩見沢市一般会計及び各特別会計決算の
認定について

令和 6 年度岩見沢市一般会計及び各特別会計決算について、地方自治法第 2
3 3 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

議案第 55 号

令和 6 年度岩見沢市病院事業会計決算の認定について

令和 6 年度岩見沢市病院事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

議案第 5 6 号

令和 6 年度岩見沢市水道事業会計利益の処分
及び決算の認定について

令和 6 年度岩見沢市水道事業会計決算で生じた利益について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により処分したいので議会の議決を求める。

併せて、令和 6 年度岩見沢市水道事業会計決算について、同法第 3 0 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

議案第 57 号

令和 6 年度岩見沢市下水道事業会計利益の処分
及び決算の認定について

令和 6 年度岩見沢市下水道事業会計決算で生じた利益について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により処分したいので議会の議決を求める。

併せて、令和 6 年度岩見沢市下水道事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩見沢市長 松 野 哲